

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書



① 14年8月7日

厚生労働大臣 殿

②申請者 (ふりがな) 住所 東京都北区赤羽1丁目62番7号
株式会社 沖昌エンジニアリング株式会社
氏名 代表取締役 西崎 隆士



職業安定法第32条の3第1項の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許可番号	13-10-ユ-0026
④事業所名称 (ふりがな)	おきまさえんじにありんぐがぶしきがいしゃ 沖昌エンジニアリング株式会社
⑤事業所所在地 (ふりがな)	〒115-0045 電話 03(5939)4560 とうきょうと きたく ちかく 東京都北区赤羽1-62-7 ふらいてんビル フライテンビル301
⑥適用開始・変更予定日	H14年 8月 21日
⑦届出・変更届出内容	別添届出制手数料に係る手数料表 のとおり



記載要領

- 届出制手数料の届出をする場合には、表題中の「届出制手数料変更届出書」の文字を抹消すること。
また、届出制手数料の変更の届出をする場合は、表題中の「届出制手数料届出書」の文字を抹消すること。
- ①欄には、届出書を管轄公共職業安定所に提出する年月日を記載すること。
- ②欄には、届出者の住所（法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地（登記簿に記載されているもの）を記載し、及び届出者の氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- ③欄は、有料職業紹介事業許可申請書と併せて提出する場合には、空欄とすること。
- ⑥欄には、職業安定法第32条の3第1項第2号に掲げる手数料を適用又は変更する年月日を記載すること。
- ⑦欄の届出・変更届出内容については、別に料金表に記載して添付してもよいこと。

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人を受け付ける時の事務費用	1,000 円
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照会その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の50 %
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の50 %
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 _____ 円 活動1日当たり _____ 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の50 %
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の50 %

(注) 手数料が求職者の賃金の50/100(同一事業主が継続雇用した場合、1年間の賃金額を算定基礎)を超える場合は、50/100を限度とする。

平成 14 年 8 月 7 日

事業所名 沖昌エンジニアリング株式会社

責任者 稲吉 守治

